

公認医療情報システム監査人補（MISCA 補）認定更新規程

一般社団法人医療情報安全管理監査人協会

（目的）

第1条 一般社団法人医療情報安全管理監査人協会（以下、「協会」という）は、公認医療情報システム監査人補（Medical Information System Certified Auditor-Associate 以下、「MISCA 補」）の知識、技能及び身分の維持と向上を図るため、MISCA 補認定に係る更新制度を設ける。本規程は、その手続きを定めたものである。なお初回認定要件については、別途定める「医療情報システム監査人認定制度規程」による。

（有効期間）

第2条 MISCA 補の認定（以下、「認定」という）の有効期間は、認定日または認定満了日から3年間とする。

（更新の条件）

第3条 認定更新の申請を行える者は、認定の有効期間内に所定の認定更新ポイント（20ポイント以上）を取得した者とする。

- 2 公認医療情報システム監査人認定更新規程第4条の監査実績を、MISCA 補の認定更新ポイントに充当することができるものとする（1月を1ポイントと見なす）。

（更新の申請）

第4条 認定の更新を希望する者は、認定満了日の3ヶ月前～1ヶ月前の間に、第7条に定める書類を協会に提出しなければならない。ただし、認定満了日から1ヶ月は猶予期間として申請を受理し、以降は無効となる。

- 2 以下に示すような正当な事由がある場合は、協会に届け出ることにより、資格更新の申請期限を猶予してもらうことができる。猶予期間は3年間とし、認定更新審査手数料を納付する。
 - （1）妊娠・出産・育児あるいは長期療養等により、長期に関連業務に従事できなかった場合。
 - （2）海外研修等により、長期に海外に居住した場合。
 - （3）所属組織の倒産等の理由により、業務の継続が困難となった場合。
 - （4）その他、本協会が正当な事由であると認めた場合。

第5条 認定の更新ポイントは、認定満了日の直近3年間における自己研鑽の有無の確認により行う（20ポイント以上）。付与する認定更新ポイントは、別表1に示す。

（更新手続き）

第6条 認定の更新は、以下の手順で行うものとする。

- （1）申請書類の受理
- （2）書類審査（認定更新審査手数料納付確認）
- （3）認定
- （4）新認定証発行（登録手数料納付確認）

（申請書類）

第7条 認定の更新を申請にあたっては、以下の書類を提出するものとする。

- （1）公認医療情報システム監査人・認定更新申請書（様式1）
- （2）MISCA 補認定更新に係るポイント申請一覧表（様式2）
- （3）様式2を証明する参加証明書類等の写し

(4) 保健医療福祉分野の実務経験の申請を行う場合は「保健医療福祉分野の実務経験を証明する書」(様式3)。なお、実務経験の内容は、「公認医療情報システム監査人(MISCA)認定更新規程」第5条に準ずる。

(審査)

第8条 認定更新の可否は、申請書類に基づき協会が審査する。

(失効)

第8条 第4条第1項及び2項に定める期限に認定更新申請がされなかった場合、又は第3条に定める更新条件を満たせなかった場合、認定は失効する。

(手数料等)

第9条 認定更新に関する手数料は、次の通りとする(税込み)。

認定更新審査手数料		登録手数料	
会員	非会員	会員	非会員
¥4,000	¥7,000	¥5,000	¥8,000

- 2 手数料の納付を確認後、審査及び認定カードの発行を行う。
- 3 認定更新と登録は一体であり、個別申請はできない。

以上

附 則

本規程は、平成24年5月2日より施行する。

本規程は、平成25年9月2日より施行する。

自己研鑽等の実績に係る認定更新ポイント (MISCA 補)

分類	内容	実績	備考
協会主催	研究会	4/回	
	医療情報安全管理講習会	8/回	
	公認医療情報システム監査人実務研修 (MISCAT)	12/回	2回/年が限度
MEDIS-DC 主催	MCPO 養成コース	6/回	
	AMCPO 養成コース	3/回	
関係団体主催 ^{注1)}		2/回	
その他の団体主催 ^{注2)}		1/回	
その他	iMISCA の会員	2/年	会員とは賛助会員を指す。
	保健医療福祉分野の実務経験	4/年	保健医療福祉分野の実務経験を証明する書類(様式3)を提出のこと。
	iMISCA の活動に関する協力	6/件	iMISCA 研究会等の講師、論文執筆、WG 委員等

注 1) 関係団体とは以下の団体を指す。

- 一般社団法人日本医療情報学会
- システム監査学会
- 一般社団法人日本病院会
- 一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会
- 一般社団法人日本画像医療システム工業会
- 特定非営利活動法人 ASP・SaaS・クラウドコンソーシアム

注 2) その他の団体とは、注 1) の団体以外が主催する、医療情報システム監査人の知識・技能に資する、監査や情報セキュリティに関する講習会等を指す。

※上記ポイントは、随時見直しを行い変更することがあります。